

令和 5 年 度
一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

筑 北 村

1. 計画策定の意義

筑北村の豊かな自然を保全し、その恩恵を未来に渡り享受していくためには、住民の意識を高め、総合的な環境施策に取り組む必要があります。

現代社会において、私たちを取りまく生活環境の変化はめまぐるしく、複雑化・多様化しています。快適な生活環境を維持していくために、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造や住民のライフスタイルの見直も求められています。

近年、生活水準の向上と共に私達の生活は裕福になる一方、不要な物を購入することや、使用しない物はそのまま捨ててしまうという社会構造そのままの生活に馴れ、「もったいない」という意識も薄れてきてしまっています。

このような現状の中、本村では4Rの中でも特にリサイクルを積極的に推進し全ての人々がすべての物に対し「もったいない」を合言葉に、ごみはごみで無く資源として生かす考えを住民、事業者及び行政が一体となり共通意識の中で取組み、更なるごみの減量化を図る必要があります。

この計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、村の責務として村内の一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図りつつ、令和3年度の筑北村一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めるものです。

2. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間。

3. 一般廃棄物の処理量の見込み

本計画期間中の一般廃棄物の区分（種類）及び処理見込量は次のとおりとする。

(単位：k g)

区分	種類	処理見込量	区分	種類	処理見込量
可燃ごみ	一般可燃	530,000	資源ごみ (ビン類)	無色ビン	10,000
不燃ごみ	ガラス・陶器	12,000		茶ビン	9,500
資源ごみ (紙類)	新聞	80,000		込みビン	5,000
	段ボール	35,000	資源ごみ (その他)	ペットボトル	9,500
	雑誌	43,000		容器包装プラ	24,000
	牛乳パック	700		白トレイ	120
紙製容器	12,000	古着		11,000	
資源ごみ (金物類)	アルミ缶	4,600	その他の ごみ	粗大ごみ	30,000
	スチール缶	2,900		乾電池	1,300
	金属類	12,000		蛍光管	500

(単位：k l)

種類	処理見込量	種類	処理見込量
し尿	5000	浄化槽汚泥	1,300

4. 一般廃棄物の処理主体

種 別	収集・運搬	中間処理	最終処分
可 燃 ご み	村（委託業者）	一部事務組合	一部事務組合
粗 大 ご み	村（許可業者）	村（許可業者）	村（許可業者）
資 源 物	村（委託業者）	村（委託業者）	再商品化業者
不 燃 物	村（委託業者）	村（委託業者）	村（委託業者）
し 尿	村（委託業者）	—	一部事務組合
浄 化 槽 汚 泥	村（委託業者）	—	一部事務組合

【分別収集の実施主体及び収集体制】

収 集 の 分 別 区 分	収 集 ・ 運 搬				中間処理 (選別・保管)
	収集容器	集積 場所	収集 車輛	実施 主体	実施 主体
主としてスチール製の飲料缶	コンテナ 指定ごみ袋	既 設 の 一 般 ご み ス テ ー シ ョ ン	4 t パ ツ カ ー 車	委 託 業 者 に よ る 指 定 日 回 収	民 間 委 託 業 者
主としてアルミ製の飲料缶					
無色のガラス製容器					
茶色のガラス製容器					
その他の色のガラス製容器					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)及び古着類	ひもで縛る				
主として段ボール製の容器	ひもで縛る				
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	指定ごみ袋				
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	コンテナ 指定ごみ袋				
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)					

5. 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

①ごみの減量化の方法

1) 可燃ごみ処理の有料化

ごみの減量化や排出に対する公平性の確保等を目的に一般家庭から排出される可燃ごみについて有料化を実施。

2) 電動生ごみ処理機の購入補助

家庭用生ごみ処理機の購入に対し、補助率 1/2 以内、限度額 3 万円を補助。但し、買換えの場合は耐用年数 6 年を経過した場合を対象とする。

3) 家庭用コンポスト購入補助

一般家庭の生ごみの減量化として自家処理の推進を図るため、家庭用コンポストの購入に対し、補助率 2/3 以内、限度額 5 千円を補助。

但し、1 基につき 1 千円以上で 1 世帯当たり 1 基までとする。

4) 住民への周知

村内で資源ごみのコンテナ収集の徹底を図りつつ、分別の区分、ごみの出し方の基準にしたがって適正に排出されるよう周知を行う。

各地域でのごみ集積場の管理及び清掃の徹底について常会長を通じて依頼。

春の衛生週間（4 月下旬～5 月上旬）を実施する中で、常会ごとに可燃物、不燃物の袋を配布し地域内のごみ拾いなどの環境衛生の向上を呼びかける。

②収集・運搬計画

1) 収集運搬する廃棄物の見込み量

村が行う廃棄物の収集運搬は、家庭から地域のごみ集積場に排出されたものとし、年間約 900 トンを収集運搬するものとする。

2) 収集区域の範囲

面積 99.47 k m² 人口 4,135 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）

3) 収集回数・方法及び運搬

収集回数及び収集方法は次のとおりとする。

区 分	収 集 回 数	収 集 方 法	運 搬
可燃物（燃えるごみ）	毎週水曜日	指定ごみ袋で収集	村委託業者
不燃物（埋立ごみ） 飲料缶類）	偶数月第 4 木曜日		
新聞・ペットボトル	毎月第 1 土曜日	コンテナ・指定ごみ袋 紐等で梱包	
段ボール・プラ製容器包装	毎月第 2 土曜日		
紙製容器包装・雑誌類・古着・牛乳パック	毎月第 3 土曜日		
粗大ごみ	年 2 回（5 月・11 月）	リサイクル品も含め有料	

③処理計画

1) 可燃物

穂高広域施設組合において焼却処理し、その焼却灰については組合が委託する施設に埋立て処分する。

2) 不燃物

再利用可能なごみは再資源化を行う施設で処理し、再利用出来ないごみは埋立て処分する。

3) 資源物

村が指定する再資源化を行う施設で処理する。

4) 粗大ごみ

村が指定する施設において処理する。

④ごみ処理施設

1) 施設の規模・処理内容

ごみの種類	施設名	所在地	形式	能力
可燃ごみ	穂高クリーンセンター	安曇野市 穂高北穂高 1000	ストーカ式	120 t / 日

分別収集する容器包装廃棄物の種類

分別収集する容器包装廃棄物の種類		施設の名称	中間処理 選別・保管	処理量 (t)	所在地
缶・金属類	アルミ スチール	(株)あずさ環境保全	選別・圧縮 不純物撤去・保管	8	松本市波田2019番地
びん類	無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス			27	
紙類	紙パック 段ボール その他紙製 容器包装		袋抜き 圧縮	179	
プラスチック類	ペットボトル 白色トレイ その他 プラスチック		不純物除去 保管	30	

・粗大ごみは許可業者により収集し処理を行っている。

区 分	5年度計画量(t)	施設の名称	中間処理	処理能力(t/日)
粗大ごみ	30.0	(株)あずさ環境保全	破碎・選別	65.3

⑤最終処分場

- 1) 現在の最終処分の方法
民間業者に委託する。

区 分	5年度計画量(t)	処 分 先	処理方法	処分料金(円/ t)
埋立ごみ	13.0	飯山陸送(株)	—	28,000

- 2) 最終処分場形式 管理型最終処分場(生物処理・化学処理・物理処理)

名 称	処分施設所在地	処分場容量
ハサマ第1処分場	中野市大字豊津5014番地2ほか	680,230 m ³
ハサマ第2処分場	中野市大字豊津冷田5520番地	248,074 m ³

(2) 生活排水処理実施計画

- ①生活排水処理の現状(令和4年3月31日現在)

生活排水処理普及率	92.123%
-----------	---------

- ②人口の内訳

1. 行政区域内人口	4,240人
2. 計画処理区域内人口	4,240人
3. 水洗化人口	3,906人

- ③生活排水処理形態別人口

1. 計画処理区域内人口	4,240人
2. 水洗化人口	3,906人
(1) 水洗化人口	0人
(2) 合併処理浄化槽	1,594人
(3) 下水道	0人
(4) 農業集落排水施設	2,258人
(5) 林業集落排水施設	54人
3. 生活雑排水未処理人口	334人
4. 計画処理区域外人口	0人

- ④し尿・汚泥の処理計画

- 1) し尿処理計画

し尿は排出者個人の依頼により、(株)あずさ環境保全が収集し、穂高広域施設組合で処理する。

2) 汚泥（個人）処理計画

合併浄化槽の汚泥は排出者個人の依頼により、（株）あずさ環境保全が収集し、穂高広域施設組合が処理する。

3) 汚泥（村）処理計画

本城地域農業集落排水施設及び合併浄化槽、坂井地域林業集落排水施設、坂北地域合併浄化槽の汚泥は、（株）あずさ環境保全が収集し、穂高広域施設組合が処理する。

坂井地域農業集落排水施設は、施設内に脱水施設があるため、脱水ケーキを坂井ゆうきセンターに搬入し処理している。

⑤ 事業系ごみに係る取り組み

1) 事業系ごみの減量化、再資源化及び適正処理にかかる周知、啓発を図る。

2) 木くず等は、バイオマス発電等の原料として利用するための再資源化を推進する。

⑥ その他

1) 住民に対する広報・啓発活動

生活雑排水処理の必要性、処理場・浄化槽の適正な維持管理の重要性について、地域住民に周知を図る。

2) 地域に関する諸計画との関係

地域に関する諸計画と整合性を図り、円滑な事業推進に努める。